

特別養護老人ホーム さつき荘

利用料金表

令和 6年 8月 1日現在

(単位)

	サービス費(単位)		理美容代	理美容師によるサービス(実費) 1回あたり 2,000円
	多床室	経過的ユニット型 経過的小規模(個室)	教養娯楽費	レクリエーション・クラブ活動の材料 活動費等を実費でいただきます
要介護 1	589/日	768/日	日用品費	ご利用者からの依頼により購入する 日用品については実費でいただきます。
要介護 2	659/日	836/日		
要介護 3	732/日	910/日	特別な食事代	実費(酒・出前等)
要介護 4	802/日	977/日		
要介護 5	871/日	1043/日	貴重品の管理	2,000円(1カ月あたり)
初期加算	30/日	30/日	入所日から30日以内の期間。入院後の再入所も同様。	
外泊時費用	246/日	246/日	病院又は診療所への入院を要した場合及び居宅における外泊を認めた場合	
退所前訪問相談援助加算	460	460	入所期間が1月を超えると見込まれる入所者、入所中1回(必要時2回)を限度	
退所後訪問相談援助加算	460	460	退所後30日以内に居宅訪問相談援助を行った場合、退所後1回を限度	
退所時相談援助加算	400	400	入所期間が1月を超える入所者が退所後から2週間以内に必要な情報の提供1人1回	
退所前連携加算	500	500	入所期間が1月を超える入所者が退所後居宅介護支援事業所との調整と連携1人1回	
日常生活継続支援加算	36/日	-	新規入所者要介護度、認知度の占める割合と介護福祉士が6対1での配置であること	
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	-	22/日	資格・勤続年数要件に該当していること	
特別通院送迎加算	594/月	594/月	透析が必要な入所者で家族や病院等の送迎が困難な場合 12回以上/月	
安全対策体制加算	20/入所時	20/入所時	外部研修受講担当者の配置。安全対策部門設置。組織的な安全対策実施体制	
安全管理体制未実施減算	▲5/日	▲5/日	事故の発生又は再発を防止するための措置が講じられていない場合	
栄養管理基準減算	▲14/日	▲14/日	各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行われていない場合	
療養食加算	6/回	6/回	療養食を提供した場合で1日3食を限度とし、1食を1回単位とする	
再入所時栄養連携加算	200/回	200/回	入所時とは大きく異なる栄養管理が必要になった場合(1回限り算定)	
身体拘束廃止未実施減算	10%/日	10%/日	身体拘束等の適正化のための指針を整備し3月に1回以上委員会を開催	
夜勤職員配置加算	13/日	18/日	夜間の職員体制	
個別機能訓練加算	12/日	12/日	入所者ごとに個別計画を作成し、計画的に機能訓練を行う。	
認知症行動・心理症状 緊急対応加算	200/日	200/日	入所日から起算して7日を限度	
口腔衛生管理加算	(Ⅰ) 90/月 (Ⅱ) 110/月	(Ⅰ) 90/月 (Ⅱ) 110/月	各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行う。	
退所時栄養情報連携加算	70/月	70/月	管理栄養士が当該者の栄養管理に関する情報を提供したとき	
退所時情報提供加算	250/回	250/回	同意を得て、入所者の状況、生活歴等の情報提供をした上で紹介を行った場合	
科学的介護推進体制加算	-	(Ⅰ) 40/月 (Ⅱ) 50/月	入所者に提供する施設サービスの質を常に向上させていくため、PDCAにより 質の高いサービスを実施する体制を構築	
若年性認知症入居者受入加算	120/日	120/日	初老期における認知症によって要介護となった方	
看取り加算(Ⅰ)	72/日	72/日	死亡後以前31日以上45日以下	
	144/日	144/日	死亡日以前4日以上～30日以下	
	680/日	680/日	死亡日の前日・前々日	
	1280/日	1280/日	死亡日	
在宅復帰支援機能加算	10/日	10/日	家族との連絡調整、居宅事業者に対して入所者に係る情報提供、サービス利用の調整	
在宅入所相互利用加算	40/日	40/日	可能な限り対象者が在宅での生活継続を支援する。目標及び方針を定めること	

※ 地域区分(7級地) 1単位=10, 14円で算出された料金が介護保険の給付額となります。

※ サービス費は介護保険負担割合証に記載されている利用者負担の割合でのお支払となります。

※ 高齢者虐待防止措置未実施減算:事業所において高齢者虐待が発生した場合ではなく、高齢者虐待防止の措置を講じていない場合に所定単位数の100分の1を減算します。

※ 業務継続計画未策定減算:事業所において業務継続計画が未策定な場合、業務継続計画の規定する基準を満たさない場合は解消されるに至った月まで、所定単位数の100分の3を減算します。

※ 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ):介護職員の賃金の改善等を実施している事業所。職員体制、職場環境等要件、情報公表等を実施している事業所。介護職員等の処遇改善に資する費用として、職員の定着率の向上とサービスの質を維持する事業所である場合所定単位数に加算率14, 0%を乗じた単位数で算定します。

(単位:円 / 日額)

居住費	多床室	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
		ユニット型個室	0	430	430	430
食費		880	880	1,370	1,370	2,150
		300	390	650	1,360	1,600

お問い合わせ

特別養護老人ホーム さつき荘 電話 0289-76-2959